

令和4年第4回浅川町議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年9月12日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第32号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 議案第33号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第3号）
日程第 3 議案第34号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4 議案第35号 令和4年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 5 議案第36号 令和4年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 6 議案第37号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7 議案第38号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第39号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9 議案第40号 令和4年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 同意第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11 議員派遣の件
日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 菅野朝興君 | 2番 | 兼子長一君 |
| 3番 | 会田哲男君 | 4番 | 木田治喜君 |
| 5番 | 岡部宗寿君 | 6番 | 渡辺幸雄君 |
| 8番 | 須藤浩二君 | 9番 | 上野信直君 |
| 10番 | 角田勝君 | 11番 | 金成英起君 |
| 12番 | 水野秀一君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 町長 | 江田文男君 | 副町長 | 小池大介君 |
| 教育長 | 真田秀男君 | 総務課長 | 岡部真君 |

| | | | |
|--------|-------|----------------|--------|
| 企画商工課長 | 坂本克幸君 | 農政課長 | 生田目源寿君 |
| 建設水道課長 | 生田目聡君 | 会計管理者兼 税務課長 | 我妻美幸君 |
| 保健福祉課長 | 佐川建治君 | 住民課長 | 関根恵美子君 |
| 教育課長 | 高野喜寛君 | | |

会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 田子広子 | 主事 | 生方健人 |
|--------|------|----|------|

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第32号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何点か伺います。

この条例改正そのものではなくて、その前提となる部分について伺いたいと思うんですが、まず育児休業期間中の職員の処遇はどういうふうになるのでしょうか。給料がどのぐらいもらえるのかとか、そういう部分です。それが1点目です。

それから、会計年度任用職員の育児休業について、今回改正される部分があるんですけども、会計年度職員って、基本的に任期は1年ですよ。任期が1年で、例えば何か月間かの育休が取れるというふうになって、3月31日を超えて、その育休期間が認められるということになると、この条例の資料の中では、任用見込みという表現になっているんですけども、この任用見込みってどういうことなのか。本来は1年単位で区切るべき、区切るはずの会計年度任用職員が、引き続き雇用されるという、そういう仕組みってどうなのかなというふうに思うので、その点について、その任用見込みについて伺いたいと思います。

それから、3点目として、町の役場職員の最近の育児休業の取得の状況、大体何か月が多いとか、そういうところですか。

それから最後に、男性職員の育児休業の取得の状況についても伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

まず、育児休業中の処遇でございますが、もちろん産前産後の休暇については特別休暇でございますので、そちらについては給料のほうを支払うことにはなりますが、育児休業中につきましては無給となります。

ただし、市町村の公務員の共済組合のほうから、休業給付ということで、最大1年間の休業給付が支給されることになってございます。

こちらについては、約3分の2程度が、まず半年まで、それ以降は2分の1の支給となっております。

それから、会計年度任用職員の任用見込みの件でございますが、基本的に会計年度任用職については、その名のとおり、会計年度での任用というふうになっているところではございますが、現在でも引き続き、再度任用するというところが現状ではございまして、そういう方についても、育児休業等の法律の中の言い回しの中では、任用されることが明らかでない場合について、必ずその年度で再任用がないということが明らかでない場合についても、このような取扱いをしましょうというのが、今回の法令のようでございます。

なので、1年を超えている場合でも、今のところの制度で、今回このような任用見込みという表現で整理したところでございます。

それから、最近の育児休業の取得状況ですが、もちろんのこと、女性の出産に伴う場合については、やはり休業給付が支給される1年程度のところまで育児休業を取る方が多く、最高3年まで、会計年度任用職員以外の職員については3年まで取れることにはなっておりますが、1年程度で育児休業を終わらせるというのが多い、ほぼそのような取得状況になってございます。

それから、男性については、今のところ取得された方はいない状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけれども、育休期間は、町のほうからは給料は出ない。町は一切何も負担しないということなんですか。会社でいう社会保険料とか、そういうやつはどうなのか、伺いたいと思います。

それから、任用見込みに関してですけれども、これ育休を町が認めると、年度を超えた育休を認めるということは、次年度の会計年度任用職員への採用を認めたと、こういうふうに理解せざるを得ないように思うんですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、1点目の町の負担でございますが、もちろんのこと、社会保険の事業主負担分というのは支払うことになってございますので、まるきり負担がないということではないと思います。

それから、会計年度任用職員の年度を超えた場合の考え方でございますが、例えば会計年度任用職員の方が育児休業を取得して、3月31日を迎えた場合につきましては、基本的にそのときの判断によるかとは思いますが、3月31日で再任用しない場合も、想定の中では、想定というか制度の中ではそこで再任用しないという選択もあるかと思いますが、それと引き続き再任用する、そういったところでの判断が、その年度末においては出てくるものと理解してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の社会保険料の事業者負担分については、町のほうで出すんだということなんですけれども、具体的にはどういう品目で、そして金額的には一般的にはどのぐらいになるのか伺いたいと思います。

それから、2点目の任用見込みなんですけれども、例えば年度をまたいでの育休を認めても、年度末で再任用、新年度は採用しないと、こういうこともあり得るといことなんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） いわゆる町職員の社会保険料につきましては、市町村職員共済組合というところに加盟しているところでごさいます、いろいろな医療給付、介護保険関係、それから年金関係を合わせますと、自己負担については総額で約16%弱、町事業主負担分についても基本2分の1ずつですので、16%相当分となっております。現在の社会保険料の掛け金と負担率の割合が約16%弱となっております。

それから、2つ目でございますが、採用しないということもあるのかということにつきましては、最終的には制度上、そのようなことがあり得るといふふうに理解してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） 金額の部分、大体幾らぐらいなのか、1点目の町の負担。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 基本給25万だと仮定した場合、社会保険料の自己負担は約4万となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 年度内任用職員の処遇なんか改善され、賛成する方もおられますけれども、いわゆる給与が上がったならば、少ないけれども共済組合から1年間給付されると……

○議長（水野秀一君） 角田議員、マイク。

○10番（角田 勝君） 失礼しました。

町からは出ないんだけど、いわゆる職員共済組合から1年間、約3分の2出ると、こういうふうなお答えですけども、そして半年間で、その後は2分の1支給と、こういうふうなことになるんですけども、例えば長年継続して任用される見込みである保母の先生方なんかは、職員なんかについては問題ないと思うんですけども、いわゆる任期中でそんなに、任期中にこういう育休を取るといことになりますと、その分、町の職員が減るわけですから、任用職員を新たに採用するということで、そういう負担は当然町が持つことになると思うんですけども、そういう例からすると、一体、任用職員の動きというんですか、異動というんですか、採用というんですか、そういうものが時によっては多くなるということも出てくるのではないのかなと、こういうふうと思うんですが、その点はどういうふうに考えればいいのかということなんです。

そして、1年間共済組合から出て、さらに育休を2回取れるということですから、続けてというふうなこと

になりますと、共済組合からの給与、そういうものは引き続き出るのでありましようか。その辺もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 育児休業に伴って、例えばこども園さんに限らずですけれども、長期、1年程度の育児休業になりますと、その部門によっては人手が足りなくなった場合については、追加でまた会計年度任用職員の募集をしたりすることもございます。

また、あと職場の中で、何とか組織が比較的大きいところについては、人事管理の定例の異動の時期を見計らいまして、調整しながら課内で対応したりしているところが現状でございます。

それから、2点目でございますが、育児休業の共済組合からの休業給付については、あくまでも1年以内のものについての給付というふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

そうすると、共済組合から1年を想定しているということで、引き続き育休を57日を超え、実際は期間2回までの取得が可能というふうなことで、さらに育休を取っていくということになりますと、どういうふうにその辺の給与の支給というんですか、そういうものはどういふふうになっていくのでありましようか。

その点が1つと、もう一つは、今、浅川町でいわゆる非常勤職員の育休の取得に関する該当者というのは、総計何人になるのでありましようか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、個人の給付関係でございますが、育児休業中は社会保険からの休業給付、それから勤務している場合については本給が支給されるということでございます。休業給付については、1年までというふうな制度となっております。

それから、現在の会計年度任用職員で育児休業を取得している方はございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 2番目の、いわゆる1年までは分かりましたけれども、会計年度中の取得をしている職員はいないということですが、該当する職員は何人に今なっているんですか、現状としては、かなり保母先生なんかも含めて多くなってきておりますが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 該当する職員につきましては、ほぼ全ての職員が該当するということになりますので、現在の職員数でございますが、いわゆる正職については72名、それから会計年度任用職員のうちフルの方が36人というところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1つだけ確認したいんですけども、先ほど任用職員さんのフルというのは共済に入っているんですか。それとも社会保険、どちらでしょうかということと、勤務手当は1年間支給されるけれども、2年間は支給なしということは分かりました。

じゃ、例えばさっきのがちょっとごっちゃになってすみませんが、共済のほうは育児休業手当金、それで社会保険のほうから出るのが育児休業給付金、これがごっちゃになっちゃうと訳が分からなくなりますので、これでよかったんでしょうか、これは確認です。

それから、標準報酬が3分の2、大体67%ぐらい、半年間、180日間、それで181日目から50%、これも分かりました。

じゃ、標準報酬日額を出す元はどういうふうな計算式で出しているのか、ちょっと教えていただけますか。

それから、例えば任用職員さんが取った場合に、雇用保険のほうから出るものなのかどうか。雇用保険から出るとなると、先ほど何か社会保険料の町負担どのぐらいなるんですかという話をしていましたけれども、その場合、育休を取っている間ならば、社会保険免除でよろしいんですよね。

その確認です、3点ほど。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、まず最初の半年間については社会保険、いわゆる協会けんぽのほうだと記憶してございます。半年後、6か月の間に勤務日がある一定の勤務日以上の日数が半年続いた場合に、共済組合のほうに移行するということだったと思います。

標準報酬月額については、4月から6月までの3か月間の給料等の支払い実績の平均で算出したものだったかと理解してございます。

それから、保険負担の支払いの免除関係につきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、今のところはちょっと分かっていないところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ごっちゃになっているかもしれませんが、多分、職員の方が標準日額を出すときは、12か月、1年分です、計算方法は、12か月を平均して22分の1にして、それで算出する。標準報酬日額を。それによって、掛けていく。多分、そういうことだと思います。確認してください。

それから、社会保険関係にすると産前、産後の8週、8週の方も含めて、事業主から申出があつて、本人から申出があつて、事業主がそれをやることによって、社会保険料は免除になります。これは産休でも同じ、育休でも同じです。そののところ、ちょっと間違えないように計算したほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

それと、あともう一つ、国の育児・介護休業法に準じて、多分、町の条例はつくられていると思うんですけども、その中でとても重要な条文があります。育児休業法の第26条、これを網羅したものが、浅川の条例には組み込まれているかどうか、確認できますかね。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ちょっとお答えになるかどうか、あれですけども、地方公務員の育児休業に関しましては、地方公務員の育児休業等に関する法律でございます。

今回の条例の中で、最後に20条と21条というのが、取得しやすい勤務環境の整備というところに加えられたところでございます。

このようなことから、今、言われた、その26条というところがちょっと不明確でございますが、現在の今の今回の条例の中身での取得環境の整備というところは、今回新たに追加されたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 多分、26条の条文というのが入っていないんだと思います。

これ、どういうことかという、勤務場所の問題です。

介護だとか、育児だとか、そういうものに合わないところ、遠くだったり、それから仕事の関係上どうのこうのという、それに妨げになる勤務場所は、そういうものはやっちゃいけないよというふうになっています、26条。多分、浅川町はそんなに、例えば昔みたいに山白石の保育所があったと。ああいうところにあった場合には、多分そういうものの条文が入ってくるんだと思うんですが、多分、でもそのときでもあったときにもなかったもので、もともと26条というのは度外視していたのかなというふうに思っていますので、もう一度26条を見てもらって、浅川町にそういった条文に関係するかどうか、ちょっと確認してください。

それから、先ほどのもろもろの職員さんの育児休業の話、いろいろしましたけれども、それから任用職員さん、どうもこの辺のところがよく私も答弁では理解できないんですよ。何人が、任用職員さんが育児休暇を取ったときに、これは原則無給というのは、育児休業法の第4条の第2項によって、無給ですよというのは決まっているんですよ。それは決まっていますけれども、その条文をそのまま持ってきていますから、浅川町もそうなんです、これは。それは日本全国どこに行ってもそうだと、多分思います。

ですから、任用職員さんが、じゃ育児休暇を取ったときの給料ってどうなるんですかねということは、1日当たりのあれとかというのは、何日間とか、そういうのは皆、正規の職員さんと同じです、67%の半年以降は50%、これは決まっていますから。ただし、その計算の元となるものがどういうふうになっていて、どこからそれがもらえるのか。先ほど言った給付金なのか、それとも手当金なのか。手当金は共済、給付金は社会保険の、政府管掌のいわゆる社会保険、いわゆる雇用保険から出るもの。これはどっちなんだろうかとということ、明確にちょっとそこだけお答えいただければと思っています。よろしくお願いします。

それから、社会保険料は免除になるということだけ、ちょっと覚えていただければというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

私もちょっと勉強不足のところがございますが、いわゆる職員共済組合に加入している組合員につきましては、共済組合のほうから支給されるものでございます。

ですので、町から間接的に経由するということではございません。

以上でございます。

○4番（木田治喜君） いや、違う、任用職員のほう。正規職員は分かる。任用職員です。

○総務課長（岡部 真君） 任用職員につきましても、市町村職員共済組合に加入されている方については、同じような取扱いでございます。

社会保険については、ちょっと確認しておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○9番（上野信直君） 議長、議事運営。

○議長（水野秀一君） はい。

○9番（上野信直君） 私、最終答弁いただいた文言が、木田議員の質問で今、何が本当なのかなとなってきましたので、木田議員の指摘を捉えて、正確なところを後で、休み時間にでも調べてお答えいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第32号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第33号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、いわゆる補正になっております町債の3,300万、これは勤労者センター、いわゆる屋体のいわゆる地震によるですか、そういう災害復旧のそういうものに充てるんだということで計上されております。

そのことは、地震は浅川町、これほとんど同じように来ているんですけども、ここだけガラスがほとんど割れたり、被害が大きくなったわけですね、結果的に。これは一体どういう原因なのか。ほかの老朽している町民体育館やそのほかの施設もあったんですけども、特にひどい。これは一体、その原因は何なのかという

ことと、いわゆる設計、施工のそういう段階での留意点というんですか、そういうものが欠如していたのではないのかなと思われるほど突出しているんですが、その点であります。

それから2つ目には、27ページのいわゆる物価高騰の生活困窮世帯への緊急補助金ということでの補助金給付がなされます。これについて、ちょっと金額や数、世帯、説明をもう一度お願いいただきたいと思います。

もう一つは、これは単純なんですけれども、会計管理費の11節にファームバンキング基本手数料というふうなものがあります。これは、どういうことなんでしょうか。私、片仮名に弱いものですから、ファームバンキング基本手数料ということでもあります。

それと同じように、13節に電子計算費の情報セキュリティクラウド機器というふうなことで、これも私、こういうことをコンピューター、そういうものの中でのものなのかということをお教えいただきたいと思います。

次に、補正予算書の18ページの農業振興費の福島県肥料高騰緊急対策事業補助金、これも説明が前にありましたけれども、もう一度ひとつご説明いただくと同時に、今この作業をどういうふうに進めているかということについてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、なぜ勤体が被害があったかということですが、いろいろな原因が重なったものと思われます。

設計士の方に見ていただいたところ、たまたま今回の揺れが、ちょうど被害が出るような揺れだったのではないかと想像されるということで、お話を伺っております。また、大きな地震、3度目ですので、少しずつ傷んでいたのかなということも考えられます。今回は、たまたまその揺れがちょうどサッシのほうに被害が出るような揺れ方だったということで聞いております。

建てた当時の耐震基準につきましては、それを満たして建てておりますので、特に当時は問題はなかったものかと思われます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） まずは、補正予算書7ページの物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金、こちら県補助金です。138万9,000円ということで、こちらに対する歳出が、補正予算書14ページの一番上のところ、民生費、社会福祉費の物価高騰対応臨時助成金385万というところです。

こちらは、県が補助金を出すということで、2分の1出しますよと、上限が3,500円出しますということで、町ではこの上限を目いっぱい使って、7,000円を非課税世帯に交付したいということで予算を計上しております。

まず、県が3,500円マックスで出す2分の1の条件が3つございます。

まず1つ目は、非課税世帯のうちで高齢者のみの世帯、あと2つ目が非課税世帯のうち障害者がいる世帯、3つ目の条件が非課税世帯のうちひとり親世帯、こちらの3つの条件のある部分の2分の1、3,500円上限で

出しますよというところで、補助が県から来て138万9,000円となります。

うちのほうで見込んだのが、この3つの条件に該当する世帯が約380世帯を見込んでおります。380世帯見込んで、歳出のほうではこれよりも金額が大きくなっているんですけども、14ページの歳出のほうで、385万ほど歳出として計上しておりますが、こちらに関しては、一応1世帯7,000円を非課税世帯全世帯、県の条件とは関係なく全世帯、大体550世帯を見込んで給付したいと、町で考えております。

その差額、先ほど3つの条件の県補助で入ってくるのが380世帯の半分、その差170世帯分に関しては町負担で7,000円を対応して、550世帯の住民税非課税の方に、全世帯に交付するという予算でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

10ページの会計管理費の中のファームバンキングとはどういうことかということですが、町の支払いのデータをNTT回線を使って、今、指定金融機関であります白河信用金庫の本店のほうにデータで伝送しているというシステムといたしますか、それからあと入金情報もそちらのほうの回線を使って、入金情報もできるというふうになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

情報セキュリティクラウド機器の賃借料ですが、セキュリティクラウド、情報系のパソコンの外部等に接続するときの安全性を確保するための機器となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

18ページです。上のほうです、負担金補助及び交付金の中の福島県肥料高騰緊急対策事業補助金403万6,000円。こちらにつきましては、既に町は先駆けて、肥料、飼料、燃油の高騰の交付金の支払い事務を進めておりますが、こちらは県の肥料高騰の対策事業です。

ポイントとしましては、定額補助になっております。そして、稲作農家のみです。合わせて3反歩以上作付の方が該当となります。

定額補助の単価なんですけど、水稻につきましては1反歩当たり500円、水稻以外の作物、飼料用作物とかなんですが、そちらを作る場合には1反歩当たり1,500円との県からの指示がありまして、町が委託されて、町が受付業務を行うこととなります。

金額なんですけど、歳出で見ますと、今、言いました負担金、補助交付金のほうで403万6,000円プラス、その前のページ、17ページの下のほうにあるんですけど、10の需要費と11の役務費に20万8,000円、あと5万6,000円あるんですけど、トータルしますと430万、こちらが7ページの県補助金の中に入っています。100%県の補助となります。県に成り代わりまして、町で受付事務を行うと。

町の該当者なんですけど、稲作農家の方、約330人の方が該当になるかと思われます。

あわせまして、対象の面積ですが、こちらで水稲としまして430ヘクタール、水稲以外の作物を作る方137ヘクタール、こちらが該当するかと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

そこで、企画商工課長の勤労者センターのことですが、課長が言われるとおりでと思うんです。ただ、私が聞きたいのは、類似するような施設が他にもある、むしろ公共施設の中でも、そういう類似施設で年数もたっている、そういう施設は大きな被害がなかったのに、この勤労者センター、いわゆる屋体はなぜこのような大きな被害になったのかという、その原因なんですね。もろもろの原因があると思うということで、全くそのとおりでと思うんです。

ただ、私が言いたいのは、やっぱり例えば箕輪地域というのは地盤が軟弱であるという、そういうふうなことがあって、いろいろ地震があると被害が大きくなる、そういう地域でもあるんですね。ただ、そういう中でもこんなに大きな被害が出るというのは、もう一つはやっぱり設計上、施工上、特に設計ですね、そういうものが、俗な言い方をすれば甘かったのではないのかなと、こういうふうにも思うんですけども、その点ももう少し、この原因を知りたいなと思ったんです。そこは、やっぱりこれからの公共施設を造る際の原則になると思うんですね。災害を、地震が来るのを想定しながら、設計をしたり建築をするという、そういうことが原則でありますから、お伺いするわけであります。

それから、一番最後の農業のあれですが、県補助の肥料高騰、物価高騰、こういうものについては進めているということではありますが、いつ頃、支給というんですか、農家に支給されるのかなと。今、そのほかのことについても、農政課では申請を受け付けたりいろいろしているのですが、多忙であろうなと思うのでありますが、いつ頃補助が出されるのかということ、現実に農家に支給されるのかということをお伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） 勤労者体育センターの件ですが、議員さんおっしゃったとおり、地盤という問題もあるかと思えます。

確かに、箕輪、この周辺に比べても少し地盤のほうが弱いかなとは思っております。また、いろいろな原因が重なってなったものですので、はっきりこれだということは、ちょっと私も揺れたときにそこにいたわけではございませんので分かりませんが、設計士さんのお話では、前に2回大きな地震があったときには縦方向に揺れたのかな、今回は横方向に揺れたので被害が出たのかなということで、お話は聞いております。

また、設計の問題につきましてですが、勤労者体育センターそのものにつきましては、東日本大震災のときにも大きな被害は建物にはございませんでした。よって、当時設計したときの耐震等に問題はないものかと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） 先ほど、私、答弁漏れでした。失礼しました。

お答えいたします。

この事務につきましては、実は7月に県全体の自治体の担当者を集めての説明会が県庁でございました。そこがスタートだったんですが、先ほど私が申し上げました県の事務を市町村が成り代わって事務を行う。59市町村ございますが、中には協力できないという町村もあることを聞いております。足並みがそろっておりません。

浅川町とすれば、当然、事務をするわけで今回予算を取ったわけなんですけど、町の考えとしましては、10月をめどに受付開始をしたいと県と調整をしております。

実際、農家さんに支払いは県のほうでいつかと言いましたならば、年明け1月から2月を予定しているそうです。今現在、該当者の洗い出しをこちらではしております、周知、それと申請事務をいつからになるかと、今、煮詰めているところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） くどいようなんですが、企画商工課長にお尋ねしたいんですけども、そうすると、この地震からこういうふうな大きな被害があったという、そういう点での教訓というんですかね、今後、やっぱり同じ類いの施設について、こういう点を留意しなくてはならないのではないのかなという、そういう教訓というのは特別ないのですか。

もう縦揺れであったのが横揺れになって、地盤が弱いんであろうと、こういうふうなことだからやむを得ないんだと、こういうことなんでありますか。その点は、専門家などにも聞いたり、設計士とか工事とか、そういうものは検討されたのかなというふうに思うのでありますが、その点であります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） 今回のこちら修繕料のほう、補正のほうでのせさせていただきます。

この中で、修繕等含めて、補強工事も予定しております。同程度の地震ぐらいでは大きな被害が出ないような補強工事を、耐震の工事をさせていただきたいと思っております。

また、その他の施設につきましては、各担当部署がございますので、今回の地震を教訓にして、各部署で適正に管理していただければと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 15ページの3款2項7目22節の償還金ということで、この償還金というのはまず何か国に返してしまうんですかね。何か、こんなに400万という多い数字が残ってしまっていて、これはどうなってしまうのかということについてお伺いします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 15ページの3款2項7目の397万1,000円ですが、償還金というのは、議員さんおただしのとおり国に返す金額です。

こちらの子育て世帯生活支援特別給付金事業なんですけれども、こちらは決算のときにも説明したと思うんですけども、去年の6月補正で取ったものだと思いますんですけども、非課税世帯の子育て世帯に5万円給付するという事業がございました。

こちら、国のほうで、取り急ぎ市町村に金額が割り振られたんですね。うちのほうは、420万振り分けられたんですけども、実際の該当者が15名ほどしかおらず、ほとんど国の見込みよりもかからなかったというところで、大幅な返金になったものです。

こちらは、もともと残った金額というのは、翌年度精算という部分で、初めからそういう事業でございましたので、国の見込みで、この金額で、この人数で見込んだので申請してくださいという部分が、若干大幅に少なかったというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 17ページの6款1項3目のうち、報償費120万減額で、新たに有害対策補助金として、18ページのこの120万になっています。

この変更した理由についてお聞かせ願いたいと思います。補助金にした理由ですね。

それと、その下の水田農業振興費、今回1,200万補正で上がっております。水田作物振興補助金ということで1,200万とありますが、その内訳などを、補正の内訳ですね、これトータルしますと2,700万になるんですね、当初予算と今回の補正で2,700万になっているんですが、この内訳、積算の関係を教えていただきたいと思います。

それと、26ページの11款1項2目の農用地等災害復旧費の単独債、トータル300万1,000円、3か所ということだと、単純にいけますと1か所100万くらいになりますね。農地というと、農地債というと60万、これから補助対応になるんじゃないかなと思っているんですが、これが単独債となった理由、これをお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まず、1点目です。

小動物の捕獲報奨金、こちらにつきましてはイノシシも含まれますが、イノシシでしたら1頭2万3,000円、あとアライグマ等は、本当の小動物は1匹3,000円が成功報酬となっております。

今まで、これは町単独で支出をしておりましたが、これを調べましたら、国・県補助の鳥獣被害防止総合対策交付金に該当するため、18節の有害鳥獣被害対策協議会の補助金として、まとめて計上したいと考えております。

次、18ページの上の段ですね、水田作物振興補助金1,200万、町単独です。

こちらは、ご存じのとおり飼料用米1袋に対して1,000円交付しておりますが、米の値段が現在、大変安くなっておりまして、主食用米を作付するよりも、飼料用米を作付したほうが金額は高いということで、農家

の皆様、飼料用米を作付しております。今年度もそうです。

その額なのですが、今回、袋の数が倍程度になりました。予算が追いつかない状況です。

こちらの飼料用米の話をちょっとひもときますと、平成22年に初めて予算計上、1袋につき1,000円と記録がされております。そこが1袋1,000円のスタートだと思われまして。そこから来まして12年たちまして、その頃は米の値段が高く、1俵1万二、三千円だったと思うんです。結局、減反するのに、町とすれば町の方針は飼料用米を作って1袋1,000円出しましょうということに、そしてそれが現在に至るで、今は逆転現象になりまして、米の値段は下がる、転換して飼料用米を作ったほうがお金になるということが生まれまして、現在もですが、町でも現在も1袋につき1,000円を支出している状況ですので、当初予算では間に合いませんので、今回、袋分予算計上させていただきました。

それと、26ページです。

26ページ中段の災害復旧費の農地債、こちらなのですが、工事請負費299万円。

これ、実は7月27日なのですが、浅川町から見まして北部方面は大雨が降りました。実はその後、被害状況をこちらでも調査をしたのですが、染に限って土砂崩れ等がトータルで六、七か所ございました。そのうち農地債に該当する3か所を今回計上させていただきました。

3か所なのですが、具体的に申しますと、染の中内迎地内、こちらから行きまして、染の踏切の手前の右側に山桜があるんですが、通称ヨコミチというところなのですが、そちらののり面が崩れまして、排水路に落ちました。それが1か所。あと2か所目なのですが、今度は中内地内、アカサカヒロシさん宅の手前のハウスのところですが、こちらものり面が崩落し、排水路に土砂が落ちました。それと最後ですが、追越地内、スズキモトナリさん宅から見まして、道路挟んで向かい側のヤマギシのところの農地なのですが、こちらものり面が崩れまして、土砂が排水路に落ちたというところで、この3か所だけは採択したいと考えております。

具体的に数字なのですが、金額でいきますと、今、言いました中内迎、ヨコミチ、山桜のところ約100万円、中内のアカサカヒロシさんのところで150万円、残りの金額のところは追越地内となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） そうすると、この有害鳥獣の件は補助金にすることによって、県から補助金が出るということ、それと先ほどの飼料用米、補正が2,700万となったものですね。

今、課長からも話がありましたが、今現在、この飼料用米とか、あるいは俗に言う昔の転作関係ですね、この飼料用米はもうそうですが、その前は飼料用米の前は生田目課長が言った平成22年、加工用米の助成1,000円ということだったんですが、あの当時は、多分私の記憶だと、まだ減反があったんですね。生産数量の目標もありましたし、町に対する割当でもあったと。今は多分、前の議会のときに私が聞いたところによると、減反も含めて町の割当ではない。個人にも割当てはやってないというふうな状況の中で、この加工用米に、これからいうと今、話されたように、今回、今日のテレビなんかで見ますと、米の概算払いは中通りだと1,100円ぐらい上がるみたいですが、そういうような状況からすると、加工用米は高くなるのか安いのか、ちょっと分からないんですが、今は去年の場合だと逆転している状況、こんな中で浅川町がずっと1,000円をつけておく

必要性について、お伺いしたいと。

他町村では、どのような対応をしているのか。他町村の対応と、浅川町でこの1,000円をつけていく、来年になればもっと、じゃ加工米が高いから増やすかと、そんな農家も出てくるかと思いますが、その辺の今後の必要性、これをどのように捉えて維持をするか。

昨年の場合だと、飼料用米は129名ですね、この実績でいくと。今回は増えるということなんですけれども、これはあれですか、飼料の数、籾輪とか水田地帯の方が多分多く出していると思うんですが、山間地帯の人にはこういうふうな恩恵は行っているんでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

何点かあったと思われませんが、まず他町村なんです、うちのほうでいいましたらば、石川5町村で担当者会議は定期的に開かれております。

その中で意見交換がされているようですが、浅川町は破格の金額だと皆様言っておられます。というのは、1袋1,000円つけるところは他にございません。

それと、必要性なんです、こちらにつきましては、私も今年度、この予算書を見て思ったんですが、単独で2,700万の支出になります。

実は、さきに副町長から町の補助金関係の見直し、こちらを進めてくれないかということで、農政課関係も農政課は約20ぐらいの補助金をいろいろ出しています、これも含めて。ですので、来年度に向けて、この支出の在り方は、よく検討したいと思っております。先ほど言いました、もう12年たっていますが、情勢は変わっております。現在まで同じ事務で来ていましたが、今回、そのような指示もあったものですから、来年度に向けてよく検討したいと思っております。

それから平地、中山間の話なんです、こちらにつきましては、私の見解とすれば、一律だと思います。

以上です。

○3番（会田哲男君） 最後のなんですけれども、一律ということは、山白石とか、そんなところもみんな平均的にあれですか、当然、金額も増えているんで、去年の実績121件にお金を払っていますけれども、これよりもずっと増えてくるというようなことになりますか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） そのようにこちらでも捉えております。そのとおりだと思います。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 何点かあります。

最初に、先ほど同僚議員のほうからも質問が出た10ページの2款1項6目13節の情報セキュリティー、これ何か、その内容もちょっとお話しされるのかなと思ったんですけれども、これは事前のというか1日目の説明では再リースというふうにお聞きしたんですけれども、これは間違いないんでしょうか、お聞きします。

それから、14ページの3款1項3目の11節の通信運搬費、これが敬老会の中止に伴う配送料ということで58

万3,000円、これは上積みですよ、という確認と同時に、敬老会の中止ということならば、同時に敬老会に向けて計上してきたもの、例えば警備委託料とか、看板の作成であるとか、こういったものは補正をかけたんでしょ、お伺いします。

それから、22ページの10款2項1目17節、備品購入費で32万8,000円で大型プリンターということになっていますが、この大型プリンターでどの辺までサイズの取れるものか、もうちょっと詳細をいただけるとありがたいです。

それから、最後になりますけれども、28、29ページ、給与費明細、これはいろいろ変更がありまして、補正が組まれています。それで、人数的な訂正もありまして、72名から70名と、これは多分予算計上の去年の12月から予算編成が始まって、その1月から3月の間に退職が出たがために72名だったのが70名になりましたよという説明でした。これで間違いがないのかどうかの確認を1つしておきますのと同時に、それでも退職した方、多分これで見ると1級職か2級職の方だと思われるんですけども、それにしても、各手当が510万ほど増加していますので、手当のプラスの分だけですよ、計算すれば510万ほど増えているということで、合わせて幾ら減ったか増えたかという話じゃないので、個別的にどうなったのかなという話からいけば、513万ほど増えています。

それは別としても、退職によつての大幅な減だとか、異動ではそういうこと起きないと思うんですけども、行った部署に行けば、ちょっと残業が増えたりとろんなことがあろうかと思しますので、それはいいんですが、一番最後に説明いただいた退職手当組合負担金が18%から13.5%に変更になったためというふうな説明がありました。これは、福島県市町村総合事務組合のほうの関係だと思うんですけども、こちらの1,000分の180から1,000分の135に変更になったのはいつなのか。それと、変更のお知らせが町に来たのはいつなのかということをお伺いしたいと思います。

じゃ、なぜそこまで減ったのかということもあるんですけども、もともとこの総合事務組合というのは、黒字続きで結構、令和2年度なんかを見ても16億くらいの黒字が、実質収支が出ているという報告もありますので、大分そういった意味では財政的には潤っている組合ではあると思うんですが、それで、この135まで下げたものは、2023年から2年後というと定年延長に絡んでのことなのか、ということ、そこのところの詳細もお伺いしたいと思います。

それから、これは本当に参考までに、どうなっているのか、ちょっと私も分からないところがあるんですが、退職の負担金と同時に事務費0.2%、多分支出していると思うんですが、これはどこに入ってくるのか、ちょっと、事務手数料0.2%、ですから18%から13.5は、これは給料から出した実質的な退職金の計算方法なので、そのほかに事務費として0.2%、多分、町は支払っていると思うんです。この辺を、ちょっと私も不明解なところがあるんで、何とも言えないところがあるんですけども、その0.2%の経費というのはどこに入っているのか、ちょっとそれをお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

2款1項6目の電子計算費、修理及び賃借料のセキュリテイクラウド機器賃借料ですが、こちら議員さんがおっしゃったとおり、再リースの額となっております。10月いっぱい、現在の契約が満了するため、11月から3月分までのリースの料金として計上いたしました。

本来ですと、当初予算のときに3月末までの分はのるかと思うんですが、私も4月からこちらのほう勤務で、予算のほうが来ましたので、ちょっと前任者のほうに確認しましたところ、当初予算の作成の段階では金額がはっきりしなかったので、当初予算にはのせていなかったということでお聞きしました。

そのため、今回の補正で11月から3月分までを計上させていただいております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 議員さんおただしのとおり、この58万3,000円は敬老会中止による記念品を新たに郵送する必要がありますので、そちらの郵送料でございます。

おただしのとおり、中止ということで、減額補正できるのではないかという部分があるのではないかといいところなんです、結構、事務的に敬老会全体としての予算としてはまだまだ執行中というか、減額できるものもあるんですけども、それを終わってからまとめて12月補正で対応したいと考えていたところなんです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

備品購入費の大型プリンターの件ですが、こちらのほうは幅80センチほどのタイプで、ロール紙で例えば長く表題とかできたりとか、あと横にいろいろイベントのときに表示できるような、そういう大型のプリンターというような対応になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 給与費明細のほうについて、お答えいたします。

給与費のほうの主な原因でございますが、退職2名のものというのが主なものでございますが、確かに手当のほう、増えております。超過勤務手当、それから住居手当、通勤手当等増えてございます。

超過勤務手当の増につきましては、当初予算の際、一律の掛け率、具体的には4%程度で計上してございまして、今回、機構改革、人事異動等で、相当時間外の勤務が多くなったものや、それから人事異動によって、人数が減少したところの科目については、超過勤務手当については減額しないような取扱いもしてございまして、ですので、総体的に、職員手当のほうについてはプラスになっている要因でございます。

それから、退職手当関係でございます。

負担率でございますけれども、4年度の負担率が18%から13.5に変更になるといふところの事務組合からの通知は、例年11月下旬にあります。本来であれば、当初予算にも間に合う時期ではございましたが、4年度については、従来の率で計上してしまったところでございます。

今回の率の減少につきましては、ちょっと中身まで把握しておりませんが、確かに定年延長等が考慮されて

いるのかなというところはございます。

それから、事務費につきましては、0.2%の負担でございますが、こちらにつきましては、各退職手当のものと一緒に、予算上では事務費分というところではなく、退職手当負担金のところに合わせて計上しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1番目の情報セキュリティクラウドの機器ということで、これに関連してなんですけれども、まず最初に再リースだということで、10月で終了します。だから11月から3月までの計上。これ、再リース料として毎月分という意味ですかね。リース料って1年契約なので、どういうふうな計算しているのかなというのが1つあるんですけれども、これ前払い賃借料なんか、そういったいわゆる公会計的には、前払い賃借料ってあるのかどうか分からない、ありますね、ちょうど過渡期のとき、消費税が変わったときにそういった計算方法もあるんですけれども、この契約内容ってどういうふうになっているんですかね、まず1つ。

それから、情報セキュリティー、多分、これは副町長があれだと思うんですが、県なんかでも情報セキュリティポリシーのやつで、方針とそれから対策と、手順書をつくっていると思うんですが、町はそういうのはあるんでしょうか。この機械を買っただけじゃなくて、その回りに合わせた規程とかなんかはつくられているんですか。これはつくるようになってはいるはずなんです。国から県、県から町、来ているはずなんですけれども、町はつくっていますか、それを2つお聞きします。

それから、退職関係については、11月下旬に案内が来たとなったら、これ1,100万の補正ですから、100万とか200万、10万、20万の話をしているんじゃないかと、1,100万の補正をかけるということはどういうことなのかというのは、もう少し真面目に、真剣に考えないと、ほかの事業ができなくなりますか。いろんなところで、出しても削られている事業もいろいろ各課ではあるかとは思いますが、ぜひ、これを今年度はやりたいんだけど、でも、調整会議でこれはちょっと無理だねと、そのときに1,100万がぼんと抜けるという話です。

多分、さっきのは語弊がありますけれども、真面目にはやっているとはいえますけれども、一番大事なものは、いつも労務費は何%、26%、30%のあれがあって、町の予算の中でも大部分を占める予算ですよという話は何回もさせてもらっています。だから、確度を上げていきましょうと。予算計上のときは確度を上げて、できる限りの情報を集めて、前のおりにやるんじゃないかと、新たに取り入れて、何回か変わった方法もやっってもらっています。前までは、退職順、今年退職と決まっていますが、昔は計上していたと、それは止めますよと。正しい計上の仕方にだんだん近づいていっていますよという話は何回もお聞きしています。

だけれども、依然として数名補正がこの人件費ではありますということに対して、11月下旬に来れば、12月の予算に間に合いますよね、これ当然。これだけのものなので、福島県市町村総合事務組合というところのホームページを見れば、全てそういったものが出ていますし、対比表も出ています。去年までは180ですが今年から135でというのも出ています。

そういったことでやっているということなので、ぜひとも1,000何百万のプラスになった部分があるので、トータルでそんなに多くないだろうという話になるのかもしれませんが、そういったものトータルではないので、個別、個別がどれだけの確度を持つかということが非常に重要だと思いますので、ぜひともここはちょっ

と、気を遣って計上していただきたいなというふうに思いますがということと、併せて負担金の事務費はということ、135じゃなくて137ということによろしんでしょうか。これを再度確認させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

情報セキュリティクラウドの再リースの件ですが、こちら年契約となっております、年間で税抜きですが25万5,480円となっております。

今回、令和4年度分ということで、5か月分だけ月割りにしまして、今年度の予算で支出するため、今回補正させていただきました。

また、規程の件ですが、ちょっと確認のほうをいたしておりませんでしたので、申し訳ございませんが、後ほど確認させていただきますと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 今の企画商工課長の答弁に、ちょっと補足になります。

セキュリティポリシーの関係になりますけれども、今、企画商工課のほうで、これからいろいろ、いわゆるDXとか行政の電子化とかオンライン化とか、いろいろデジタル関係の取組というのを今後進めていく必要がありますので、再度、町のほうでセキュリティポリシー自体は過去に制定をしておりますが、実態に沿ったものになっているのかどうか、そういったところの点検を今後始めていくというような形で、今、検討しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 退職手当組合の負担金の事務費の件でございますが、1,000分の2でございますが、こちらの1,000分の2の元になるのが、一般職に加えまして特別職も合わせたものの1,000分の2ということになりますので、単純に13.7%というところではございませんが、おおむね1,000分の137になるというところではございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今、副町長からで、セキュリティポリシーつくってあるということですか。

〔「過去に」の声あり〕

○4番（木田治喜君） 過去に。

〔「はい。過去に」の声あり〕

○4番（木田治喜君） 過去に、私の調べたところ、なかったからお聞きしたんですが、それ、もし分かるようであれば、いつつくったんだよということが分かれば、それで多分、令和3年に更新時期に入っていて、それで国も更新して、県も更新していることなんだと思います。もう、そういう時期に入っている。

それで、このセキュリティクラウド機器もそういう時期に入っている。浅川町は1年遅くなったのかな、多分。大体、大部分の地方自治体は、令和3年度に更新しています。それが賃借料なのか、どういうことなのか

分かりませんが、そういったことで、もし過去につくってあるということならば、後で教えていただければというふうに思っていますし、セキュリティポリシー、非常にこれは以前、一般質問等でも質問させてもらった防犯カメラなんかと同じで、規程、条文をつくっておかないと、幾ら機械を入れたりなんかしていても、運用で間違ったことになる。非常に重要なことだと思うんですね。まず、そういったものができているかどうか。

それから、国から県から言われて物を入れるときに、じゃ何が必要なのかという必要項目を全部上げて、条文なら条文が必要、規程なら規程が必要ということをやらないと、機械だけが独り歩きしちゃうと。お金だけを払っていくと。じゃ、有効利用されているのという、ううん、手順がなければ有効利用されないと私は思っていますので、手順をつくって、それから対策基準をつくって、それから基本方針をつくってと、ピラミッド型になっていないと、ちょっとおかしな話になっちゃいますので、ぜひ、そのところはお願いしたいというふうに思います。

それから、賃借料ですけれども、これちょっとよく分からない。再リースですよ。再リースって、12分の1じゃなくて、再リース料ってまた同じくかかるんですか。私の思う再リース料って、例えば年間に600万がかかったならば、月々で割ると結構面倒くさいので10万でもいいんですけども、10万で120万の年間賃借料がかかったら、再リースしたら10万だけなんです。普通はそうだと私は思っているんですけども、これ車は違いますよ、車関係は、車検とか何かいろんな関係がありますので、もろもろあるのでそんなに変わらないんです、再リースしても。こういった機械とかなんかを再リースすると12分の1になるのが基本的だなど、私は思っていたんですが、違うんでしょうか、お聞きします。

それと、確かに退職金関係については、特別職の方も含まれていますから、それは135、137と単純に割り切れない部分があります。ただ、それにしても、逆算して計算していくと、元の給料関係でも、390万くらい違うんですね。135と180のときの、給料をXとすれば、X掛ける135イコール幾らとなりますよね。その金額を、今度は逆算をすれば、給料そのものが出てきますよね、割れば。退職金の額を13.5で割れば、もともとの給料が出てきますよね。それと400万くらい差があるんですけども、これはどういうことなのか。計算できないでしょうか、後で計算してみてください。相当差がありますので、なぜ差がそんなに出てくるのかなというふうに、私は不思議なので、後で調べて教えてください。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

機器の賃借料について、賃借料としまして年間で、先ほどお答えしました25万5,480円ということで、契約満了のご案内のほうを頂いております。

議員さんがおっしゃったように、再リースだと安くなるということもありますので、ちょっとそこまでは確認しておりませんでしたので、後ほど確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今後のリースが増えて、多分つくられていると思うんですが、これはある部署のところを一括してやっておかないといけないことだと思うんです。リース物件がどういうふうになって、何年か後に何が終わって、次にこのときに再リースするかということは何年か前にする、再リースするか、更新するかの

審議もしなければならぬ。そういう予算表を多分つくってあるとは思いますが、思いますので、再リースの時期を忘れたとか、再リースするかどうか決まらなかったとか、そういうことじゃなくて、それが一括でつくってもらえば、きちんと計算しておかなければならぬし、経費を少なくすると、圧縮するのが、目標であるんだろうと思いますから、ぜひともその分の予算計上時に、その辺まで結構やって、それぞれの明細を持って、今、リース増えてきていますから、ぜひともそういったものが何年で終わって、何年後には再リースの検討しなければならぬんだと。更新する、検討しなければならぬというぐらいは把握しておかないと、それを各部署でやると、整合が取れなくなったりするのも困りますから、それが総務でやるのかどうかは、それは分かりませんが、企画商工課でやるのか、それは分かりませんが、一括でそういったリース物件を表にして、これはエクセルでも何でもできるので、その表をつくっておいて、何年には終わりますよ、月々幾ら払っていますよ、だから再リースのときは12分の1でいいですよといったものを、予算表をちょっとつくっておけば、毎年どれだけのものが出るというのが計算できますので、そういったものはつくってあるかと思いますが、ぜひともそういったものを活用してもらって、正しい計上をしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） よく確認して、まとめておきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、基金費に関して、学校建設事業に活用し得る基金として、私は財政調整基金と役場庁舎建設基金と小室源四郎ヨシ子夫妻の基金と、この3つがあるというふうに考えているんですけれども、それぞれ財調が8億4,000万、役場庁舎が8億、小室源四郎ヨシ子夫妻が1億5,800万、こういう状況だったというふうに理解してよろしいですか。それが1点目です。

それから、2点目。

14ページの物価高騰対応臨時交付金、質疑がありましたけれども、これは現金で世帯主の口座に振り込むという方法ですか。それで、届くのはいつ頃になるのか伺いたいです。

3点目として、道路維持費に関してなんですけれども、以前、10番の角田議員からも一般質問で指摘がありましたけれども、道路維持補修員さんの草刈りの機械化、これはぜひ進めるべきだというふうに思います。

一般の農家の方が草刈りをするというのは夕方、朝の涼しい時間というふうなのが普通なんですけれども、作業員さんの方々は日中の暑い時間にやらなきゃならないということで、負担も大変であります。今、様々な草刈りの機械がありますので、ぜひ導入をしていただいて、その上で、町道の部分に関しては、随分よくなりました。ただ、県道の部分が、やはり、随分と危ないところが目立ちます。小貫のところにあったり畑田の入り口辺りにあったり、カーブのところ、見通しが悪くなっていますね。ああいうところも、県から町が委託を受ける形で、ぜひお金を県からもらって、積極的に県道もやっていただきたいなというふうに思うんです。これは鮫川村もそういうふうに行っているというふうな、私、以前、鮫川村に調査に行ったときにお聞きをしましたので、町でも可能ではないかというふうに思うのですが、ぜひその方向を検討していただきたいなという

ふうに思います。

それから、21ページの非常備消防費の工事請負費で消火栓の工事が、新規が2件、修繕が2件というのが出てまいりました。これで、故障中の消火栓は全部直るといことなんでしょうか。完了時期はいつになるのか、伺いたいというふうに思います。

それから、町民の方から、消火栓に故障中というのがずっと長い間貼ってあって、これもっと早く直さないと、いざというときに大変なんじゃないのという声が寄せられておりますけれども、これはどういうふうな基準で修繕に回すのか、ある程度たまったら発注するのか、それとも発注時期が決まっているのか、どういうふうになっているのか伺いたいと思います。

その次です。

防災費で、防災無線、落雷によって故障したということなんですけれども、避雷針がついているのかいないのか、防げなかったのかどうか伺いたい。

それから、26ページ、町民運動場費の修繕料で、女子トイレの仕切りとドアの修繕料ということなんですけれども、これは何か壊されたとか、そういうことがあったんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、1点目の基金関係でございますが、議員おただしのように、現在のところ、中学校建設事業でいえば、充当できる基金については、財政調整基金、役場建設等の基金8億、それから小室源四郎夫妻の基金、この3つであると思います。

〔「引き続き、2点目とか順序で」「草刈りの」「それだから防火防災もあるんだから、防災も続けてやったっていいんでない」「続けていい」の声あり〕

○総務課長（岡部 真君） では、総務課分、お答えいたします。

4点目、消火栓関係でございますが、今回250万は、新しいところ1か所と修繕等が1か所でございます。

確かに、故障中という看板を掲げて、ちょっと時間がたっているところがございます。こちらにつきましては、業者さんのほうの手持ち工事の多さ等がありまして、実際はそういうところではございますが、消防関係でございますので、なおその辺、業者さんとも打合せをしながら対応して、早く改善できるようにしていきたいと思います。

現在、やはり消火栓につきましては、経年劣化のものが多いようでございます。ですので、順次更新、消防等の点検の際にやはり不具合等が見つかり、順次更新している状況ではございます。

それから、5点目の防災無線の件でございますが、子局自体につきましては、避雷針は設置してございます。今回予算計上した修繕の440万計上してございますが、こちらについては、雷が実際に避雷針に落ちた場合については、もちろんアースされて地下に逃げるといことだと思っておりますけれども、別に引込みの電線から入り込んだことも考えられ、詳細は不明で確定はできませんけれども、そういったところで、今回被害に遭ったようだと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

予算書14ページの一番上の物価高騰対応臨時助成金385万の件です。

こちら、7,000円掛ける住民税非課税世帯550世帯分を見込んでおりますが、この7,000円につきましては、現金で給付したいと考えております。

いつ頃かのめどなんですけれども、これから議決をいただければ、10月中に対象者を洗い出し、あと確認書等送付しまして、10月下旬から11月最初からの交付を目指しております。

イメージとしては、今年2月頃、同じく県の補助で対応して実施した臨時灯油給付5,000円、あれのイメージの給付と思っていただければ大丈夫だと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、3点目につきましてお答えいたします。

土木費の道路維持費、草刈りの関係でございます。

議員さんおただしのとおり、機械化につきましては検討しておりまして、引き続き検討課題であると思っております。

本当に夏場の大変な暑い中での作業でございますので、体調の面もでございます。機械化等によりまして、体に負担なく草刈りができて、さらには仕事がよく進むような、こういった方向で、具体的には道路作業員の方にいろいろ実施、作業する側としてどうなんだろうということ、いろんな意見を伺いながら検討しているところでございます。

この機械があったならば、早くスムーズにいくのではないかとということもありますけれども、運搬の手間であったり、積み下ろし、それからその機械が使えないということであると、やはり手作業での作業も並行して行わなければならないなどのいろいろな問題もあります。

ただし、引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、国・県道の危ない場所があるというところでございます。

草刈りがなかなか県のほうの委託で間に合わなくてというところでございますけれども、そういった意見も多数伺っております。そういった場所につきましては、緊急的に町のほうで作業員に指示を出して草刈りを行っているというのが現状でございます。

ただし、全てにおいて、町作業員のほうで国・県道分が対応できるかといいますと、そうではございません。そういったことで、県の委託先の草刈りが遅れているというような状況もあると思います。そんな中で、他町村の例ということで、鮫川村の例を挙げていただきました。

そちらにつきましても、ちょっと県のほうとは相談はしてみたいと思います。町で請け負うということが可能なかどうか。ただ、その以前に、浅川町には国・県道、かなりの路線数と延長がございます。今現在の作業員の人数、この体制で請け負うことができるのかというようなことも含めまして、考えた上で相談はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 最後、町民運動場のトイレの件。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

町民運動場のトイレブースの修繕でございます。

こちらの女子トイレのほう、5か所ございます。ブースでございますが、いわゆる女子トイレの仕切り、そちらのほうになります。令和元年度の台風19号のほうでトイレのほうの水没いたしまして、そちらのほうのブース、いわゆる仕切りのほうも浸ったということで、しみ込んで、複合板の表面のほうが剝離するような、そういう状況になっていた状況です。

そちらのほうも、一部表面を撤去して塗装等の対応はしておったんですが、やはりちょっと継ぎはぎだらけのような状況にもなってしまうということもありまして、今回、まずは女子トイレのほうの修繕をしたいということで、予算を計上させていただいたところです。いたずら等で壊されたとか、そういうものの修繕ということではございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大体分かりました。

まず、1点目の基金費に関してです。

そうすると、基金の総額は8億4,000万の8億の1億5,800万で、大体18億ぐらい基金はあるということですね。もちろん、これを全部学校に使うなんていうのはできない話ですけども、そういう状況だということでよろしいかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、2点目、3点目は分かりました。

4点目の消火栓なんですけれども、業者の手持ち工事の多さがあって、なかなか進まないという状況もあるようであります。ただ、これは業者のほうにお願いする前提として、町のほうの予算が先ですよ。予算を取って、その上でお願いするということになると思うんですけども。そうすると、ずっと長い間使用できませんという貼り紙がある状況が続いていて、今やっとならざるを得ないと、こういうのはどうなのかなというふうには思います。

それで、私、予算の最初の説明のときには、新規が2件で、修繕が2件だというふうに聞いたように思ってメモしたんですけども、新規が1件の修繕が1件なんです。

それで、先ほど質問した故障中の消火栓は、これで全て直ることになるんですかというのはお答えがなかったもので、お答えいただきたい。

それから、発注の時期ってまとめてそういうのを出すのか、それとも一定の、何月頃というふうに決めているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず1点目、基金につきましては、総額18億となっております。

もちろん、財政調整基金につきましては、年度間の財源調整という機能が一番でございますので、議員おた

だしのように全てというわけではありませんが、この3つが主なものでございます。

それから、消火栓関係でございますが、まず今回の補正で計上しておりますのは、1か所が新設、1か所が修繕というところでございます。

発注については、まとめて発注というところではなく、随時発注しているところでございます。

故障中の消火栓は、これで全てなくなるのかというところでございますが、先ほどもお答えしましたように、設置してから経過年数が経っているものが数多くございますので、現地点では、看板が設置してあるようなところについては既に発注済みではありますが、今後、そういったところがまた点検等で発見されて、対応を求められるものもございまして、これで全部なくなるということではないと思われま。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 2点だけお伺いします。

22ページの教育費の給食センターの修繕料で、地下ピット給水管の修理ということで説明を受けたんですが、そうしますと、これは現在、漏水なんですか、漏れている状況を応急対策にして、地下ピット内にはもう水はたまっていないのかどうか、あるいはくみ取ったのか。

これ、非常に衛生的に大事なことです。給食を作りながら、こういう水が地下ピットにたまっているというのは、そうであれば大変衛生的に問題があると思いますので、この辺の今現状はどういう対策をしておられるのか、その説明をお願いいたします。

それから、もう1点なんですけれども、ちょっと補正予算には直接これはのっていないんですが、やはり農業関係の肥料高騰に伴って、農林水産省では肥料の値上がり分の7割を補填しますという、そういうような制度を立ち上げて、各種条件があります。その中で、農家5戸以上でまとめて申請してくださいという条件がございまして。

先週行われた農協主催の集落座談会、その中でも各農家さんから質問が出たんですが、その辺の取組、農家5戸以上まとまってないと、この補填の事業が申請できないということで、なかなか容易ではないというお話がありました。

ですので、役場、それから農協、こういった形で今後この事業に対して取り組んでいくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

修繕料の地下ピット関係なんです。こちらのほうにつきましては、応急修理に対応いたしまして、ピットのほうの水のほうもくみ上げて、応急対応は既に済んでいるところです。

ですので、今回の補正予算で議決をいただきましたならば、速やかに本格的な修繕のほうを対応したいというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今ほどの議員さんおただしの、今度はあれですね、先ほどは県でしたが、国の肥料価格高騰対策ですが、先週、2晩にかけまして、このような農協主催で座談会が開かれ、私も2晩とも出席いたしました。その中で、農協の方からも説明がありました。

先ほど、私、答弁しました町の肥料高騰対策、あと県の肥料高騰対策、こちらにつきましては、事務局は役場ということになります。

国につきましては、今ほどあったとおり、農協でやるようになっております。

こちら、国からこのようなことをやりますということの提示はあるのですが、概要は先ほど兼子議員さんがおっしゃったとおりなんですけど、まだ農協とは詰めておりません。先週話した内容では、こればかりではないんですが、この座談会資料の中でも、なかなか煮詰めなきゃいけない部分が多々あるんですね。

ですので、議会が終わりましたならば、今週、農協の支店長含めて農協の担当課長やら担当者といろいろな面で煮詰める考えをしております。

それと併せまして、一般質問の答弁でもしたんですが、来週、町長を含めて我々が石川町で農水省の方がいらっやあって、みどり戦略システムの講演会があるんですが、その後、意見交換もできるということなので、この件も併せて浅川町としてどのようなやり方をしたらいいかアドバイスを受けたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目の給食センターの地下ピットの件は分かりました。早急な修理をお願いしたいと思います。

それから、2点目なんですけれども、ぜひ今後、国のほうから細かな基準とか要件が示されると思いますので、ぜひひとつ農協と連携しながら、この対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第33号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君、答弁をお願いします。

○企画商工課長（坂本克幸君） 先ほどの木田議員からのご質問について、ちょっと説明させていただきます。

先ほどお話ししましたセキュリティポリシーの件ですが、浅川町では平成16年4月1日に規程のほうをされております。

その後、見直し等をされておられませんので、現状に合ったものに見直しをしていきたいと考えております。

また、再リース料の件ですが、こちら先ほどお話ししました25万何がしの金額ですが、これが再リースとして安くなった金額と確認してきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田議員と上野議員の質問でございますが、総務課長が全部答えるというふうはまだ至っていないので、後日返答するというところでございますが、どうでしょうか、その辺。

〔「それはいつになりますか」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ここ数日というので、直接本人に……

〔「それ文書で出すということなんだと思うので、事務局の方に預けていてください。議会だよりをつくるのに必要なので」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか、そのようなことで、ひとつ。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第34号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第34号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第35号 令和4年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第35号 令和4年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第36号 令和4年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第36号 令和4年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第37号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第37号 令和4年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第38号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 汚水処理場のポンプが落雷被害を受けて、修繕が必要だということで、400万円の計上

がなされましたが、それに関してですけれども、被雷設備というのは、ここはついているのでしょうか、それが1点目。

それから、この損害について、保険で賄われるという状況はあるのでしょうか。先ほどの防災無線もそんなんですけれども、保険金が出るのでしょうか、伺います。

それから、3点目として、町の施設ですので、なるべく落雷被害を防ぐという点で、浅川町には落雷被害を防ぐ製品を作っている会社がありますよね。そういう会社の製品を活用して、地元の会社の製品を活用して、そういう被害を防ぐというふうなことも、やはり検討したらどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一番最後であります、落雷の被害、本当にこれからどういう災害が起きるか分かりませんので、そういう町内にある電気屋さんとか今後いろんな話をして、落雷を少なくしていきたいと思っております。

そのほかは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず初めに、被雷、雷に対する機械でございますけれども、避雷針というようなものは、恐らく高い設備ですか、例えば20メートルとか、いろいろ設置する基準があったと思うんですが、それらの基準には達していないと思われまして、直接避雷針というようなものはついていないというふうに記憶しておりますけれども、ただ、こういった電子機器関係の場合ですと、被雷設備のような細かい通信線から入ってくるようなものを遮断するような避雷器というような、通称アレスターとかと言ったりしますけれども、そういったものはついていないというふうに記憶しております。

ただ、いろんなところから入って来る誘導雷といいますか、雷だと、全てそれで守ることができない、一瞬にしてすごい電圧といいますか、電気が流れたときに、それでは賄いきれないというような状況があるというふうに聞いております。

また、浅川町の企業でそういった機械を作っているというものを使ってはということでございますけれども、やはり似たような被雷器という機械はいろいろなメーカーで作ってございまして、メーカーをはじめ、いろんな、こういったものがないんじゃないかというようなものを、現在設置している状況ではございますけれども、地元の企業でございまして、採用できるものについては、そういったものを今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔「保険のほうは」の声あり〕

○建設水道課長（生田目 聡君） すみません、答弁漏れで失礼いたしました。

保険につきましては、保険のほうも入っております、こちらは保険のほうで、金額は今、はっきりとしておりませんけれども、保険が下りるような状況になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第38号 令和4年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第39号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第39号 令和4年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第40号 令和4年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第40号 令和4年度花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、人権擁護委員、緑川伸氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、人権擁護委員の候補として次の者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

氏名、緑川伸、生年月日、昭和26年11月16日、住所、浅川町大字里白石字寺ノ前71番地。

緑川氏は、令和元年10月1日から1期3年にわたり、自由人権思想の普及、啓発に努められ、その功績は顕著なものがあります。引き続き、2期目の人権擁護委員としてお願いするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第11、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のおりしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のおり決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日は終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時27分